

鳥取県告示第 41 号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 35 条において準用する同法第 27 条第 3 項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地に係る変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 届出者の名称 社会福祉法人鳥取県厚生事業団
- 2 変更後の事務所の所在地 鳥取市伏野2259—17
- 3 変更年月日 平成18年4月6日
- 4 変更の理由 法人の独立運営に伴い、従来の鳥取県東部総合事務所から他の場所へ事務所を移す必要が生じたため。